

平成22年度

保全安全管理講習受講申請のてびき

平成22年3月

(財) 高速道路調査会

目 次

1. 申請・問い合わせ先	1
2. 講習会スケジュール	2
3. 受講料および支払について	3
4. 受講要件.....	3
5. 申請に必要な書類	4
6. 講習会の内容と確認試験	7
7. 修了証の送付、結果の通知	7
8. 個人情報について.....	8

様式（記入例を含む）別紙参照

1. 申請・問い合わせ先

講習会の実施機関は、財団法人高速道路調査会（以下「調査会」という）です。
なお、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO」という）の保全安全管理者の制度に関する問合せは、NEXCO にお問合せください。

講習会に関する問合せ先、受講申請書等送付先

財団法人 高速道路調査会 事業部 講習企画課

〒108-0014 東京都港区芝4丁目17番5号

田町プレイス4階

(TEL) 03-6436-2080

(FAX) 03-6436-2098

(Eメール) kensyu@express-highway.or.jp

(ホームページ) <http://www.express-highway.or.jp/>

調査会への案内図



交通機関 地下鉄 都営三田線・浅草線「三田」駅下車 徒歩約5分

JR山手線・京浜東北線「田町」駅下車 徒歩約7分

保全安全管理者制度に関する問い合わせ先

会社名	部署	電話番号
東日本高速道路株式会社	管理事業部 保全課	03-3506-0319
中日本高速道路株式会社	保全・サービス事業本部 保全チーム	052-222-3563
西日本高速道路株式会社	保全サービス事業部 保全グループ	06-6344-7165

2. 講習会スケジュール

1) スケジュールは、以下のとおりです。

夏 期	冬 期	内 容
5月10日(月) ～5月28日(金)	10月18日(月) ～11月 5日(金)	【講習会受講申請受付期間】 受付期間最終日の消印有効とし、それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。 簡易書留郵便で郵送してください。
7月15日(木)	12月15日(水)	受講料振込用紙、受講票発送 左記期日までに受講票等が届かない場合は、調査会にご連絡ください。
7月29日(木)	12月21日(火)	キャンセル受付期限
7月30日(金)	12月27日(月)	受講料金の支払い期限
夏期① 8月17日(火) ～8月18日(水) 夏期② 8月19日(木) ～8月20日(金)	冬期① 1月13日(木) ～1月14日(金) 冬期② (予備) 1月11日(火) ～1月12日(水)	講習会 1日目 13:00～17:20 講習 2日目 9:30～15:10 講習, 択一式確認試験, 記述式確認試験 上記時間は予定です。 会 場 : 東 京 (ベルサール新宿) ※ベルサール西新宿とお間違い無い様、ご注意ください。 (http://www.bellesalle.co.jp/bs_shinjuku/ に案内図がございます)
10月29日(金)	3月25日(金)	修了証、結果通知発送 左記期日までに修了証等が届かない場合は、調査会にご連絡ください。

- ※ 平成20年度まで講習会の受講者を新規受講者および既修了者と区別しておりましたが、平成21年度より新規受講者、既修了者ともに同じ講習内容になっております。
- ※ 申請時に講習会の受講希望日をあらかじめ指定することはできませんのでご了承ください。当調査会にて同一会社毎に同日の日程となるよう配分いたします。ご了承ください。また、冬期については申請者多数の場合は、冬期②の日程でも開催する場合がございます。その場合でも、申請時に講習会の受講希望日をあらかじめ指定することはできませんので、ご了承ください。

3. 受講料および支払について

1) 受講料については下記のとおりです。

受講料金(円)	備 考
20,000	料金には、受講料の他、テキスト代、確認試験の諸費用、消費税が含まれています。
18,000	賛助会員は、一割引です。 賛助会員番号(5桁)を必ずご記入のうえ申請してください。

2) 受講票、受講案内と共に、受講料等の「振込依頼書」を送付します。受講料等は必ずこの用紙にて会社単位で振込んでください。現金等での直接持参はお断りいたします。振込みは、2. 講習会のスケジュールに記載の支払期限までにお済ませください。期日までに入金の確認が取れない場合は、受講できない場合がございますのでご注意ください。

注) 請求書・領収書は発行致しません。振込金受取書をもって領収書にかえさせていただきます。

3) 都合によりキャンセルされる場合は、2. 講習会のスケジュールに記載のキャンセル受付期限までにご連絡ください。振込み済みの場合は、振込み手数料を差し引いてキャンセルされた方の受講等料金を払い戻します。キャンセル受付期限以降にキャンセルされる場合は、受講等料金全額を申し受けます。この場合、講習会のテキスト等資料は講習会実施日以降送付します。

4. 受講要件

受 講 要 件	備 考
① 自動車専用道路の路上での、交通規制を要する作業や工事(以下「工事等」という。)の実務経験年数が3年以上、かつ、工事等の中心となる工種を指導監督した実務経験年数が1年以上の者。 ② 一般国道、都道府県道、市町村道の路上での交通規制を要する工事等の実務経験年数が5年以上、かつ、工事等の中心となる工種を指導監督した実務経験年数が1年以上の者。 ③ 過去に本講習を修了し、修了者番号を保持したことがある者。	③に該当する者 経歴の確認は、省略 します。

※ 自動車専用道路とは、「自動車専用道路」の指定を受けた道路のことを示します。

5. 申請に必要な書類

1) 会社からの申込の場合

	書 類	部 数	摘 要
1	講習会受講申請書 (様式-1 会社申込用)	申請会社で 1部	申請代表者名で申請者全員について記入します。申請代表者の社印・役職印が必要です。
2	経歴書 4. 受講要件に示す、③に該当する者は、本書類が不要です。 (様式-2)	申請者毎に 1部	氏名・生年月日等に誤りがあると認定されない場合がありますので必ず受講者本人が確認してください。 経歴について申請代表者の社印・役職印が必要です。

2) 個人からの申込の場合

	書 類	部 数	摘 要
1	講習会受講申請書 (様式-1 個人申込用)	1部	
2	経歴書 4. 受講要件に示す、③に該当する方は、本書類が不要です。 (様式-2)	1部	経歴について現在の所属会社の社印等証明が必要です。

3) 申請における留意事項

○共通事項

- ① 申請書類は簡易書留郵便で郵送してください。受付期間最終日の消印有効です。それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。
- ② 過去に本講習会を修了した者は、経歴書は不要です。その際、必ず講習会受講申請書に該当者の修了者番号を記入してください。特に、中途入社の方が上記の申請対象となる場合は、本人等に修了者番号の有無を確認のうえ、申請してください。
- ③ 申請書類に不備があった場合には受講できません。
- ④ 申請書類の記載等に虚偽がある場合は、受講することができません。また、修了証を送付した後に、記載等に虚偽が発覚した場合は、修了証を無効といたします。
- ⑤ 提出された申請書類は返却致しません。
- ⑥ 申請書類の様式は、EXCEL シートおよび PDF によるものと2種類掲示しました。この様式を用い、EXCEL シートまたは、手書きのどちらかによりご記入ください。

○会社からの申込の場合

- ⑦ 申請代表者が取りまとめ会社単位で受講申請してください。支店・支社等に所属の者の分につきましても代表する部署にてまとめて申請書を提出してください。

- ⑧ 受講票・受講料振込用紙は、受講申請時に所属している会社へ送付します。申請後に会社を異動した者がいる場合でも、申請時の会社から受講料が振り込まれないと、受講できませんので注意してください。また、受講票、結果通知などは、申請時の会社へ送付します。

4) 経歴書について

○共通事項

・「職種」の分類について

- ① 現在までの経歴から、該当するほうに○を記入してください。

土木系：道路の土木構造物に係る工事・維持修繕作業等(植栽、造園、点検業務を含む)に主に携わっている者。

施設系：道路の建築・電気・通信・機械設備に係る工事・維持修繕作業等に主に携わっている者。

・実務経歴について

- ① 高速道路、一般国道、都道府県道、市町村道の路上で交通規制を必要とする維持修繕・点検等の作業及び工事における実務経歴のみを記入してください。

実務経歴は、各高速道路会社が管理する自動車専用道路だけでなく、首都高速道路や、一般国道、都道府県道、市町村道など、各高速道路会社以外の機関が管理している道路での経歴でも記入できます。また、交通規制を必要とする維持修繕・点検等の作業及び工事の経歴を記入することが条件ですので、開通後の区間の作業等や拡幅工事は該当しますが、まだ開通していない区間での作業や工事で、交通規制が伴わない場合は実務経歴として記入することができません。

※下水道工事のように、工事の主たる部分が道路上で無く、地下での作業となる工事は実務経歴として記入することができません。

- ② 発注機関名は、「日本道路公団東京管理局横浜管理事務所」は「JH横浜(管)」、「東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所」は「東日本千葉(管)」、「国土交通省北陸地方整備局新潟国道工事事務所」は「北陸地整新潟国道(工)」など識別可能な略称で記入してください。
- ③ 工事件名・調査等件名は、発注機関と元請け会社とで交わした請負契約件名を記入してください。
- ④ 工事内容は、上記工事件名・調査等件名における作業従事者(今回受講申請する者)が実施した工事内容を具体的に記入してください。
- ⑤ 規制を実施した道路の道路名称は、1つの工事において複数の道路を規制した場合には、代表的な規制を実施した道路名を記入してください。
- ⑥ 規制を実施した道路の道路管理者は、上記道路名称に記入した道路の道路管理者を記入してください。
- ⑦ 規制を実施した道路の規制形態コードは、様式-2の表下規制形態コード記載の路肩規制、車線規制、交互交通規制、対面交通規制、移動規制、区間閉鎖規制の中から該当する番号を選んで記入してください。

⑧ 実務経歴の従事年月・期間の欄には、着手（着工）から完了（しゅん功）まで従事された場合は、発注機関との契約工期を記入し、途中からあるいは途中まで従事された場合は、発注機関との契約工期のうち、その作業・工事等に従事した期間を記入してください。ただし、前の作業・工事等の終了月と次の作業・工事等の開始月が重ならないように記入してください。

⑨ 実務経歴の従事期間として計上できる時期は、申請月の属する末日までとします。

⑩ 指導監督の実務経験とは、実務経歴として記入した作業・工事のうち、その中心となる工種を指導監督する立場として従事した実務経験をいいます。中心となる工種とは、道路上で交通規制を必要とする維持修繕作業、土工工事・橋梁工事、舗装改良工事、交通安全管理施設改良工事、道路付帯設備の改良工事等の具体的な作業・工事をいい、指導監督する立場と⑪に記載する役職で従事した経歴をいいます。

指導監督の実務経験年数は、自動車専用道路または一般国道、都道府県道、市町村道の区分にかかわらず、合計1年以上の経験年数が必要です。

※交通規制作業は、中心となる作業・工事のための補助的な工種であることから、規制班の作業主任であっても、指導監督の実務経験として記入することはできません。

⑪ 職名コードは指導監督の実務の役職を確認するものです。様式-2の表下の職名コード表に記載の、作業責任者（現場代理人）、主任技術者・管理技術者等、工事主任・作業主任等、監督員等（発注者側での工事の監督員であり、下請負人を監督する業務でない）の中から該当する番号を選んで記入してください。

⑫ 作業内容コードは、指導監督の実務の作業内容を確認するもので、様式-2表下の作業内容コード表の中から該当する番号を選んで記入してください。

⑬ 実務経歴が書ききれない場合は、最近の受講要件に相当する期間についてのみご記入いただき、要件が不足する場合のみ様式-2-2を使用し、社印で経歴書の1枚目と重ねて割印して添付してください。

○個人からの申込の場合

⑭ 実務経歴につきましては、個人申請の者も、現在所属している会社の経歴証明印を頂きますようお願いいたします。修了者番号を持っていない新規受講希望者の者で、無所属の者などで所属会社の経歴証明が困難な者につきましては、当調査会にて経歴を判断できる資料（例えば現場代理人届けの写しやコリンズの技術者実績確認書などの経歴証明をできるもの）を副えて申請いただきますようお願いいたします。

6. 講習会の内容と確認試験

1) 講習会の内容

講習内容(新規受講者、既修了者とも)
高速道路における保全業務の概要、技術者倫理、労働災害予防、管理の実務、交通安全、高速道路の路上作業におけるお客様の安全や保全工事関係者の保安に関する基礎知識の習得を目的とした講習を行います。 なお、講義終了後、講義内容に関する確認試験(択一式及び記述式)を実施します。

2) 確認試験

確認試験科目	試験内容	解答時間
択一式確認試験 (20問)	労働災害、倫理・法令遵守、高速道路上での交通事故、保全安全管理者の業務、交通規制、規制中の事故などに関する事項についての択一式による試験	40分
記述式確認試験 (3問)	保全安全管理者の業務、緊急時の対応、交通規制の安全のチェックポイントなどに関する事項についての記述式による試験	50分

7. 修了証の送付、結果の通知

択一確認試験及び記述式確認試験の双方において、一定レベルに達した者には、修了証を 2. 講習会のスケジュールに記載の修了証発送期日までに会社の申請代表者に送付しますので、受講者本人にお渡しください。

結果通知につきましては、1申請ごとに1部、会社の申請代表者または個人申請者様あてに、修了・未修了の結果について、2. 講習会のスケジュールに記載の結果通知発送期日までに送付いたします。通知が届かなかった場合は、調査会講習企画課へ電話等でお問い合わせください。

なお、修了審査の採点結果などに関する問合せには、一切お答えできません。

通知内容は以下のとおりです。

① 修了者

講習会を受講し、試験において一定のレベルに達した者

② 上記以外の者

申請者のうち、一定のレベルに達しなかった者、講習会の一部または全部において欠席、キャンセルなどの理由で上記に該当しなかった者については、下記未修了理由を結果通知に記載します。

未修了理由

記載事項	記載事項の内容
一定レベル未達者	一定のレベルに達したと認められなかった者
欠席	講習会の一部または全てを受講しなかった者
キャンセル	講習会をキャンセルした者

8. 個人情報について

1) 利用目的

調査会が講習会の申込みに伴い収集させていただきます個人情報は、講習会の出欠管理、講習会の運営、修了証の発行に利用させていただきます。また、調査会の講習会等のご案内に利用する場合があります。それ以外の目的には利用致しません。

収集する個人情報項目：【氏名、生年月日、会社名、職種、所属、経歴、電話番号】

2) 個人情報の第三者への提供・委託

収集した個人情報は法令に基づく場合を除き、第三者に提供・委託することはありません。

3) 個人情報の取り扱い

各社から送付された個人情報は、各個人の了承を得て送付されたものとさせていただきます。

4) 苦情およびお問い合わせ先

財団法人 高速道路調査会 企画部個人情報保護係

書面(封書)による場合 〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 17 番 5 号 田町ブレイス 4 階

電子メールによる場合 privacy@express-highway.or.jp